

# 高知くらしの護身術

444

## 仮想通貨

### 登録業者かチェック

(2017年10月17日掲載原稿)

インターネットで電子的に取引される「仮想通貨」に関するトラブルが増えています。

「インターネットで見つけた仮想通貨取引所に登録し、取引のために口座に入金したが、入金反映されない」「『高額な入会金が必要だが、配当金がつくから、実質的な負担はない』と友人に説明され、仮想通貨のネットワークビジネスの契約をしてしまった。」県立消費生活センターにもこうした相談が寄せられています。

相談者の多くは、仮想通貨の取引価格が将来必ず値上がりするかなのような説明を受け、契約をしています。

仮想通貨は数多くありますが、日本円やドルのように、国がその価値を保証する「法定通貨」ではありません。実際に通貨が存在するわけではなく、ネット上で電子的に取引されるため、変動が多く、価格が急落して損をする可能性もあります。

今年4月に施工された改正資金決済法等で、国内で仮想通貨交換サービスを行えるのは、一定条件を満たし、金融庁・財務局に登録された業者のみとなりました。利用する際は、登録業者かどうか金融庁のホームページで確認してください。

また、利用者がリスクなどを理解した上で取引を始められるよう、仮想通貨の仕組みや特性、手数料といった契約内容などについて、適切に情報提供することも義務付けられています。

なお、仮想通貨を利用した海外事業者によるネットワークビジネスと思われる相談もあります。国内に代理店がない場合、交渉相手がわからないことが多く、海外事業者に解約や返金を求める交渉は難しくなります。

「必ず儲かる」という言葉はうのみにせず、リスクや契約内容などが理解できない場合には、契約しないようにしましょう。